平成２４年（フ）第４３５号
埼玉県春日部市大沼６丁目112番地３　グリーンメイト香山105
破産者　与川　保男
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
埼玉県越谷市大字南荻島4127番地21
破産者　磯部比登志
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
金沢市長坂台８番10号
破産者　難波　宏丞
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３８号
金沢市中屋２丁目189番地　ウィルコート響Ａ３号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字矢波26字60番地
破産者　和風レストランこじまこと　小島　重栄
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９９号
山梨県南巨摩郡南部町南部386番地
破産者　渡邉　克志
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
山梨県南巨摩郡南部町南部386番地
破産者　渡邉　節子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
静岡県沼津市青野70番地の２　フレグランス大畑203
破産者　西郷　幸子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
静岡県沼津市東椎路1192番地の２　グランスィート沼津Ａ―203、前住所静岡県沼津市若葉町13番24号　エンゼルハイム沢田211号
破産者　横川　　貴
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
愛知県江南市古知野町北屋敷107番地
破産者　尾張サービスこと　新谷　憲一
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２２号
愛知県一宮市玉野字涜漉64番地　玉野団地２棟101号
破産者　マウンテンカフェことワイワイこと　佐々木徳宏
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５６号
滋賀県栗東市小平井４丁目５番１号
破産者　カーショッププレイスこと　藤井　陽壱
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７７号
大津市弥生町４番14―103号、前住所京都市右京区西院東貝川町24番地シェルブリュー四条802号
破産者　山名とし子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
京都府舞鶴市倉梯町８番地４
破産者　村田　博司
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
京都府舞鶴市倉梯町８番地４
破産者　村田千鶴子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２７４６号
堺市西区草部1800番地　津久野南団地第２号棟第706号室、開始決定時の住所堺市北区金岡町1820　白鷺スカイハイツ801号室
破産者　木村千加士
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾490番地
破産者　原田　義博
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７号
福岡県久留米市西町1173番地１　広又コーポ603号
破産者　宮﨑　行雄
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
大阪府堺市南区茶山台３丁39番７号
破産者　吉田　　了
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係